

## 苫小牧商工会議所「ダイレクトメールサービス」運用内規（案）

### 第1条

このサービスは、苫小牧商工会議所会員企業の販路拡大及び発展に資する事を目的とするため、苫小牧商工会議所会員以外の利用は認めない。ただし、行政・公共的団体、または苫小牧商工会議所が後援等名義の使用を承認したものはこの限りではない。

### 第2条

このサービスは、苫小牧商工会議所会報に会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容及び当該書類等について、または、作成責任を有する企業などに対しての苫小牧商工会議所が信用を供与するものではない。また、次の各号に該当する同封物は認められない。

- (1) 法令に違反するもの、またその恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治宣伝（政治資金パーティー等含む）、宗教、風俗営業、および消費者金融に関するもの
- (4) 個人の名誉、人権またはプライバシーの侵害等にあたる表現を含んでいるもの
- (5) 虚偽、または誤認される恐れのあるもの
- (6) 過大な表現を用いているもの
- (7) 他の会員（企業・団体）に不利益を与える恐れのあるもの
- (8) 当所の編集方針などに反するもの
- (9) その他当所が不相当と認めたもの

### 第3条

同封物の内容については、事前にサンプルを添えて申込をするものとし、前条に該当する同封物、あるいはその他の理由により不相当と認められる場合、本サービスを利用する事は出来ない。なお、サービス実施予定月において、止むを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べる事がある。

### 第4条

チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。

また、第2条により利用を断る場合、その理由を明示する義務を負わない。

## 第5条

このサービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また情報の詳細や取引に関しては、取引当事者間で直接に連絡・交渉するものとし、トラブル等が生じた場合、苫小牧商工会議所は一切の責任を負わない。

## 第6条

チラシ封入料金は、下記料金体系に基づき、当該書類を同封した会報発刊月の翌月末日迄に支払いを完了すること。

チラシ	B 5 版・A 4 版	20,000 円（税別）
	B 4 版・A 3 版（2つ折）	30,000 円（税別）
パンフレット（冊子等） 30 g A 4 版まで		50,000 円（税別）

- 2 第1条ただし書きの場合であっても原則的には料金を徴収する。
- 3 第1条ただし書きの場合で料金免除を希望する場合は、所定の減免届出書を事前に提出するものとし、後日、料金徴収の可否を判断し通知する。
- 4 減免となる利用者については、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 国または地方公共団体
  - (2) 公益法人またはこれに準ずる団体
  - (3) 当所の共催、協賛名義の使用承認を受けている団体
  - (4) その他公益性の高い事業を行う団体であり、会議所が適当であると認める団体
  - (5) 苫小牧及び周辺地域の振興に資する取組を行う会員企業

## 第7条

「苫小牧商工会議所会報」に同封する書類等は、原則としてチラシ及びパンフレットとする。チラシ等の基準サイズはB 5 またはA 4 とする。B 4 ・A 3 は基準サイズに折った状態で納品することとする。また、パンフレット（冊子等）の重量は30 g までとする。

- (1) チラシは、フルカラー印刷以外のものに関しては、苫小牧商工会議所が紙色の指定をするものとする。

## 第8条

「苫小牧商工会議所会報」に同封するチラシ等は、利用者各自で必要部数（約2,300部：随時確認のこと）を折込月の10日までに用意し、苫小牧商工会議所が指定する場所へ納品する。もし定める期日までに納品が間に合わない

場合は会議所担当者まで相談する。納品時期によっては同封できない場合がある。尚、残部が生じても原則返却はしない。

#### 第9条

場合によっては、サービス利用月が希望にそえない場合がある。また、折込の順番も順不同で指定は出来ない。

#### 第10条

申込後のキャンセルについては、原則、希望月の10日までとする。

2 封入事業所に同封物が持ち込まれる日まではキャンセルすることができる。この場合、第6条料金の10%を徴収する。

#### 第11条

本サービスを利用する者は運用内規に同意し、申込書に必要事項を記入して、同封希望月の5日までに苫小牧商工会議所総務部へFAX、メール、郵送のいずれかの方法で申込書を送付すること。

附則 本内規は2017年12月1日から施行する。  
本内規は2019年10月1日から施行する。  
本内規は2022年 7月1日から施行する。